

## 目次

1 九段幼稚園の教育……………2	
教育目標	
2 幼稚園生活が楽しく過ごせるように……………3	
3 幼稚園の生活……………5	
(1) 登降園について	
(2) 欠席等の連絡、留守番電話について	
(3) 連絡配信メール「すぐーる」について	
(4) 臨時休園の対応について	
(5) 持ち物について	
(6) 服装等について	
(7) 絵本の貸し出しについて	
4 保護者(家族)が参観・参加する行事や保護者会など……………15	
5 園と家庭との連携……………16	
(1) 配布物・掲示物など	
(2) 保護者の参観・参加など	
(3) 専門家による相談	
6 保健関係……………17	
(1) 定期健康診断	
(2) 発育測定	
(3) 幼稚園で予防すべき感染症と出席停止	
(4) けんこうてちょう	
(5) その他	
・学校感染症の出席停止基準	
・出席停止解除願い	
・災害共済給付制度	
7 九段幼稚園 園医……………25	
8 園行事等の写真販売について……………26	
9 園歌……………27	



## Ⅰ 九段幼稚園の教育

### 教育目標

人間尊重の精神を基調として、しなやかでたくましい心と体をもつ幼児を育てるため、次の目標を設定しています。

心を動かし自ら関わり

人とつながり思いやる

じっくり考えやりぬく子

わくわく にこにこ じっくり遊ぶ子



## 2 幼稚園生活が楽しく過ごせるように

幼稚園生活は子どもにとって、社会生活の第一歩です。楽しく生活するために、家庭生活では次のことに心掛けて、少しずつ身に付くようにしましょう。

- (1) 自分のことは自分でしようとする意欲がもてるようにしましょう。そのためには、お子さんが扱いやすい所持品の準備(洋服や持ち物など)が大切です。

### <身の回りのことを自分でしようとしていますか?>

- ・衣服の着脱や靴の脱ぎ履きを一人でしようとする。
- ・排泄(トイレトペーパーの始末)をする。
- ・手を自分で洗ったり、うがいをしたりする。
- ・食事は自分で食べる。
- ・遊んだものを片付ける。
- ・困ったことや手伝ってもらいたいことを、態度や言葉で伝える。
- ・自分のものは自分で持つ。



※おさんの様子を見ながら「こうするといいよ」と具体的に方法を教えたり、おさんが自分で取り組みやすいものに替えたりしましょう。

※自分でできたときに褒める言葉をたくさん掛けましょう。

※自分でやってみようとする気持ちを高めていくことが、意欲につながります。

- (2) 生活のリズムは、子ども中心に考えましょう。また、「早寝・早起き・朝ご飯」を基本に生活のリズムを作ることが大切です。

### <早寝・早起き・朝ご飯の生活のリズムを大切に>

#### ・早寝、早起き

幼児期の睡眠時間は、10時間～11時間程度必要といわれています。

遅くとも20時～21時の間に就寝させ、7時～8時には起きるなど朝型の生活を心掛けましょう。

#### ・朝食

朝食は必ずとるようにしてください。幼稚園で楽しく遊んだり生活したりするためのエネルギー源となります。

#### ・排泄

便は健康のバロメーターです。規則正しい生活、バランスの取れた食事、決まった時間にトイレに行く習慣などで、規則正しい排便が促されます。

※排泄の自立については園と家庭と連携しながら、おさんの様子に合わせて進めていきましょう。



(3) 自分から挨拶を気持ちよくすることができるようにしましょう。挨拶はコミュニケーションの基本になります。自分から進んでできるお子さんを一緒に育てていきましょう。

<挨拶をする気持ちの良さを伝えましょう>

・保護者の方がよいモデルとなりましょう。

「おはようございます」「こんにちは」「さようなら」「いただきます」「ごちそうさま」

「ありがとう」「ごめんなさい」「おやすみなさい」

など、普段使う挨拶を保護者の方が進んで行いましょう。親子で気持ちのよい挨拶をするように心掛けましょう。

・呼ばれたら「はい」と返事をする、などの習慣を身に付けましょう。

(4) 幼稚園生活に期待を膨らませながら園で使用する用品を一緒に選んだり、幼稚園でのことを話題にしたりし、親子のスキンシップを楽しみながら過ごしましょう。

<入園を楽しみに待つ気持ちを大切にしていきましょう>

・幼稚園の持ち物をお子さんと一緒に用意しましょう。

・幼稚園まで散歩に行きましょう。

・幼稚園のことを話題にしましょう。

※幼稚園に行くことを楽しみに待つ気持ちを育み、入園までの日々を楽しくお過ごしください。



### 3 幼稚園の生活

#### (1) 登降園について

##### <登園時間>

学年	登園時間
全学年	8:50~9:05

- ・行事により、登園時間が変更になる場合には、園だよりや掲示板、連絡配信メール「すぐーる」などでお知らせします。
- ・お子さんが気持ちよく一日をスタートできるように、時間内の登園をお願いします。

##### <降園時刻>※2025年3月時点の保育時間です。

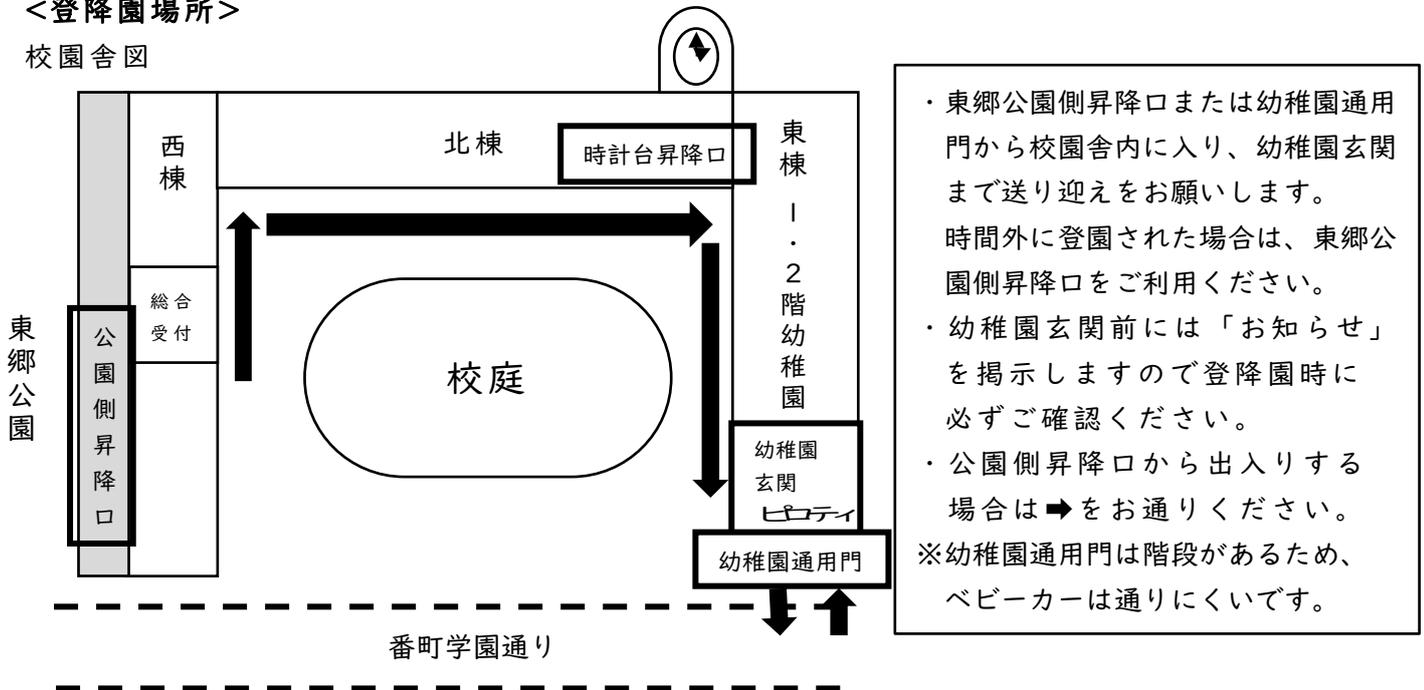
学年	期間	月・火・木・金	水
3歳児	入園式から4月中旬まで	園だよりをご確認ください	
	4月中旬~5月上旬	11:30	
	5月中旬~6月中旬	12:50	12:50
	7月上旬頃~	13:50	
4歳児	4月~3月	13:55	12:55
5歳児	4月~3月	14:00	13:00

※保育時間は、教育活動、気候状況などにより、異なることがあります。

※儀式の日・土曜保育の日等は午前保育になります。3歳児11:30、4歳児11:35、5歳児11:40

##### <登降園場所>

校舎図



※幼稚園通用門前の歩道は、一般の方も通りますので、歩行者の妨げにならないようお気を付けてください。

※幼稚園通用門は閉まっても、園から出る時は、内側から鍵を開けて、出ることが可能です。

(門はオートロックですが、出た際は施錠されているかを確認してください)

※公園側昇降口は施錠されています。インターホンを押してお入りください。

## <登園・降園の仕方について>

安全に楽しく幼稚園に通うことができるように、以下のことをお守りください。

- ・交通ルールやマナーを守る。
- ・通園帽子、通園カバンは自分で身に付ける。
- ・保護者と手をつないで歩く。

※通園時間は、親子で触れ合える大切なひとときです。親子で手をつないでの通園は幼稚園の時期だけです。

安全にゆったりとした気持ちで通園できるように心掛けてください。

※登降園の時間は親子のスキンシップや子どもの体力向上にもつながります。車、自転車、キックスケーター等での通園はご遠慮ください。(園の駐輪場はありません。近くの路上に駐車することなどもおやめください)

\*やむを得ない事情がある場合は、ご相談ください。

## <来園時のお願い>

- ・保護者の方は登降園時、必ず腕章と保護者証を身に付けてください。  
入園後、千代田区より安全・安心パトロールの腕章を配付いたします。※P.9参照
- ・公園側昇降口と幼稚園玄関では、インターホンを押し、必ずお名前とご用件をお知らせください。  
教職員が対応します。
- ・保護者の方が校舎内に入る場合は、上履きを持参し、履き替えてください。(保護者会、参観、個人面談、その他さつき会関係の活動等)
- ・玄関の扉はオートロックです。扉を閉めた後、施錠されたか確かめてください。
- ・お子さんと一緒に外に出る場合は、必ず大人の方が鍵を開け、お子さんが開錠することのないようお願いいたします。

## (2) 欠席等の連絡、留守番電話について

### <欠席、遅刻、早退をする場合>

- ・連絡配信メール「すぐー」での欠席、遅刻、早退の連絡は当日8:25までにお願いします。  
8:25以降は、お電話にて直接連絡をお願いいたします。※P.7参照
- ・電話の場合は、8:10~8:25に、ご連絡ください。  
8:30~8:45は職員の打ち合わせ時間になります。緊急時以外はこの時間を避けてご連絡ください。
- ・事前に分かっている場合は、早めに担任までメモでお知らせください。
- ・遅刻の場合は、公園側昇降口にてインターホンを押し、クラス名と名前と用件を受付の担当に伝えてください。  
親子で校庭を歩いて幼稚園玄関までいらしていただき、保護者の方が直接、活動場所までお連れ下さい。  
校庭では体育などの授業が行われていますので、気を付けて速やかにお通りください。
- ・早退する場合は、11:30、13:00に保護者の方が幼稚園玄関まで迎えに来てください。  
その他の時間は、直接保育室までお迎えをお願いします。

### <家庭からの連絡>

- ・登園時の連絡事項はご家庭にあるメモ用紙をご利用ください。  
担任に連絡のある方は、「メモ用紙」に記入し、手紙ケースに入れてください。  
メモ用紙には、日付と名前を必ずご記入ください。

### <留守番電話>

・幼稚園が留守番電話対応になる基本時間帯

19:00 ~ 翌8:00

土曜日・日曜日・祝日・年末年始・閉園日・閉庁日 …… 全日

※職員が全て退勤した場合など、園の事情により、上記の時間よりも早く留守番電話対応になることがあります。ご了承ください。

※緊急の場合は、千代田区役所 03-3264-2111(代) までおかけください。

### <転居の際の手続き>

・転居する場合には、必ず、事前に担任までお知らせください。

◇区内に転居し、転園する場合……変更届を提出していただきます。「変更届」は幼稚園にありますのでお申し出ください。

◇区外に転居など、退園する場合…「退園届」を提出していただきます。「退園届」は幼稚園にあります。また、転園先の幼稚園に在園証明書などを提出する必要がある場合は、担任にお申し出ください。

◇その他、入園時と異なる状況になった場合、手続きが必要な場合もありますので、担任までお申し出ください。

### (3) 連絡配信メール「すぐーる」について

・入園後連絡配信メール「すぐーる」に登録していただきます。園や区からの連絡事項を受信、遅刻早退や欠席等の連絡ができます。

・園からの手紙・連絡、行事等のアンケートなどが配信されます。

・お子さん1人に対し最大4人のご家族の登録ができます。

※「すぐーる」を運用する間は、学年が変わっても「子どもID」の変更はありません。



#### (4) 臨時休園の対応について

##### ○千代田区立学校・園の気象状況による臨時休園の対応について(区通知内容)

保護者の皆様

令和6年12月吉日

千代田区教育委員会

教育長 堀米孝尚

##### 千代田区立学校・園の気象状況による臨時休校の対応に係る追加変更について(通知)

平素より、千代田区教育委員会事業への御理解、御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

本区におきましては、これまでも急激な天候の変化に対応するために、区の統一した臨時休校の基準を定めておりましたが、昨今の鉄道会社等の計画運休への対応を踏まえ、臨時休校の対応について下記のとおり変更いたします。

##### 記

##### 1 千代田区の対応・考え方

台風や大雪などにより、登下校の安全確保に支障をきたしたり、交通網の混乱が予測されたりする場合には、幼児・児童・生徒の安全を最優先した上で区として統一して休校の判断をします。

##### 2 休校の判断と周知

以下の場合について、千代田区教育委員会が休校の判断及び指示を行います。

(1) 前日以前に、気象状況により幼児・児童・生徒の登下校の安全確保に支障をきたし交通機関の混乱等が予想される場合(鉄道会社等の事前の計画運休の発表を含む(注))は、区立全学校・園に休校等の指示をします。

(2) 前日以前に、休校等の指示がない場合でも、当日午前6時の時点で下記の特別警報・警報が千代田区に発令されている場合は、区立全学校・園は、1日休校・休園とします。

ア「特別警報(大雨、強風、大雪、暴風雪等)」が発令された場合

イ「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」「大雨警報」「洪水警報」が発令された場合

##### 3 その他

(1) 本通知において、園とは幼稚園・こども園(短時間)を示します。

(2) 学校を休校とする場合は、登校時刻と同じ時刻に学童クラブを開設します。

(3) 登校となる場合でも、区域外通学者は地域によって気象状況が異なり、交通事情、家庭の状況等で登校・登園に支障があると家庭で判断された時は、安全が確認できるまで自宅にて待機してください。気象や地域の状況を理由として登校・登園できない場合は、「欠席」や「遅刻」の扱いにはなりません。(登校・登園できなかった場合は、「出席を必要としない日」の扱いになります。)

(4) 登校・登園後の気象状況の悪化に伴い、区の判断基準とする警報等の発令又は発令が予想される場合は、各校園において下校・降園を判断いたします。

(注) 前日以前に本区内にあるJR、私鉄、地下鉄の各鉄道における計画運休につきましても、計画運休が予定されることが決まった段階で、教育委員会で速やかに休校等の検討を行います。

計画運休に伴う休校等が決定した場合は、千代田区教育委員会が区立全学校・園に休校等の指示をします。また併せて、千代田区のホームページ上に決定事項を掲載するとともに、「すぐーる」で各家庭に休校等の対応についてお知らせいたします。決定が休業日の場合は「すぐーる」での配信のみとなります。なお、計画運休に伴う休校等の判断基準は次のとおりです。

##### 【計画運休に伴う休校等の判断基準】

本区内にあるJR、私鉄、地下鉄の各鉄道について、本区に向かう同一方面からの路線で、いずれも全面運休を行うことが決まった場合、またそれに近い計画運休が発表された場合は、休校等の措置を行う。

【問い合わせ先】千代田区教育委員会事務局子ども部指導課 電話(5211)4286

## (5) 持ち物について

全てのものに記名をお願いします。記名があると、手元に戻ってきやすいです。

### <幼稚園で指定している用品>

・通園帽子 (4月に入園の方、及び区外より転入園の方には、区よりお祝いとして配布します。)

※サイズが合わなくなった場合や紛失した場合は、園にご相談ください。

・園章

さつき会 (PTAの会) より、入園のお祝いとして配布します。

園帽子の左側リボンの上にしっかり縫いつけてください。



・通園カバン

お守り、キーホルダ等を目印につける場合は、安全のため1つにしてください。

お守り位の大ききで、おもちゃとして遊ぶものや、大きなものは避けてください。



・その他用品

以下のものは幼稚園で一括購入し、入園後にお渡し致します。

手紙ケース カラー帽子 (学年カラーで3年間使用します)

クレパス ハサミ

水性マーカー (5歳児のみ)

以下のものは幼稚園で購入し、修了または退園時まで園で管理致します。

幼児用名札 氏名ゴム印

R7の学年カラー
3歳児 オレンジ
4歳児 あお
5歳児 むらさき

・保護者証

入園時にお渡しします。来園される保護者の方の名前を記入し、送り迎え、来園の際には園内で、必ず着用してください。

○保護者証 記入の仕方

※油性のペンで、大きな字で記入をお願いします。

マークは学年カラーです。



	千代田区立九段幼稚園
	保護者名
	幼児名
学年カラー	

※送迎が登降園時、違う方がいらっしゃる場合は2枚目をお渡しすることが可能です。

※保護者証を紛失や破損した場合は、担任までご連絡ください。

尚、2個目のホルダーはご家庭で購入してください。

・安全・安心パトロールの腕章

千代田区から配布されます。園にてお渡しします。

送り迎え、来園の際には、必ず着用してください。

※「保護者証」「安全パトロールの腕章」を万が一紛失された時は、すみやかに園までご連絡ください。



※「保護者証」の中の紙「安全・安心パトロールの腕章」は、修了時、退園時に返却していただきます。

<毎日持ってくるもの>

手作りでも既製品でも構いません。通園カバンに入れてきてください。

<p>タオル (3歳のみ)</p>  <p>※2 学期頃まで使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンドタオル程度の大きさのもの。</li> <li>・タオルに5センチほどの長さのループをつけてください。</li> <li>※3学期頃からは4・5歳児と同じティッシュ、ハンカチに移行していきます。</li> </ul>	<p>ティッシュ ハンカチ (4・5歳児)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポケットがない服の場合、移動ポケットを使用するなど工夫して持たせてください。</li> <li>※3歳児は、3学期より使用します。</li> </ul>
<p>手紙ケース A5ソフトクリアケース</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入園時に園で用意します。3年間使用します。</li> <li>・ご家庭からの連絡メモを入れたり、園からの配布物を入れたりします。</li> </ul>	<p>箸・スプーン フォーク</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お子様が扱える道具をご用意ください。</li> <li>※三点セットの場合も、お子様が扱いやすいようにご準備ください。</li> </ul>
<p>水筒</p>  <p>※肩から掛けられるひも</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かけて保管しますので紐をつけてください。</li> <li>・水またはお茶を入れてください。</li> <li>・足りなくなった場合、園でペットボトルの水を補充します。</li> <li>・自分で扱えるもの。外で飲む事もあるため、コップタイプのは避けてください。</li> </ul>	<p>ランチョンマット</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁当箱、箸箱が置ける大きさのもの。</li> <li>(A4サイズくらいが大きすぎず扱いやすいです)</li> <li>衛生面や自分の場所を確保するためにも必要です。</li> </ul>

<マスクを着用する場合(任意)>

<p>マスク</p>  <p>汚れたマスク入れ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不織布 マスク 推奨 (布マスクや白以外のマスクも可。)</li> <li>・予備用マスク(1~2枚)はチャック付きビニル袋に入れ、必ず記名をしてください。汚れたマスクを入れる袋も記名をして中に入れてください。</li> <li>・予備マスクが無くなったら園の不織布マスクをお渡ししますので、新しい不織布マスクを園に戻してください。</li> </ul>
<p>マスク袋</p>  <p>一本紐</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お弁当時や、外遊び時にマスクを外した際に使用します。</li> <li>・外遊び時は、フックに掛けますので、ループをつけてください。</li> </ul>

<園に置いておき、週末などに持ち帰るもの>

<p>上履き</p> 	<p>通園靴</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「足育」に最適な日本教育シューズ協議会指定のシューズを推奨しています。上履き、通園靴共に、こちらの靴をお勧めします。</li> <li>・自分のマークや印があると自分の靴がわかりやすいです。</li> <li>・名前は足の甲を覆う布(ベロ・シュータン)の裏に記名できるようにしています</li> </ul>
<p>上履き袋</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一足分(上履き用)の靴が入る大きさのもの。</li> <li>・サイズが大きくなっても入れられるように、余裕がある大きさにしてください。(30cm×25cm 位)</li> </ul>	<p>絵本袋</p>  <p>45～50cm位</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絵本や製作物などを持ち帰るときに使用します。</li> <li>・持ち帰ったら、次の登園日に持たせてください。</li> </ul>

<園に置いておくもの>

<p>スモック(長袖)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衣服を汚さないために、活動に応じて着用します。</li> <li>・友達の物と区別がつくよう、印を付けると分かりやすいです。</li> <li>・フックにかけることがあるため、衿に掛け紐をつけてください。汚れ具合に応じて持ち帰ります。</li> </ul>	<p>園庭靴</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・土の園庭です。泥汚れに強く、洗いやすいものが適しています。</li> <li>・汚れ具合に応じて持ち帰ります。</li> <li>・固定遊具でも遊ぶので長靴は適しません。</li> </ul>
<p>着替え袋</p>  <p>着替え用衣類</p>  <p>クラス なまえ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・布製のもの。(バックなど、形はどんなものでも可)</li> <li>・下着(パンツ、肌着)、シャツ、ズボンまたは半ズボン靴下</li> <li>・<u>ビニル袋(レジ袋など) ※汚れ物を入れます。</u></li> <li>・以上の物を二組ご用意ください。(4、5歳は一組)</li> <li>・季節にあわせて、衣類を調整してください。</li> <li>・汚れ物はビニル袋に入れて持ち帰ります。翌日、代わりの物を補充してください。</li> <li>・着替えが足りなくなった場合は、園の物をお貸しします。洗って園にお返しください。</li> <li>・<u>パンツは新しいものをお貸しします。同じサイズのものをご購入し、新しい物をお返しください。</u></li> <li>※ビニル袋と全ての衣類にひらがなで記名してください。</li> </ul>	

<遠足に必要なもの>

<p>リュック (使い慣れているもの) または通園カバン</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の扱いやすいリュックでかまいません。全ての持ち物が入られ、自分で出し入れしやすい、余裕のある大きさをお願いします。</li> <li>・チェストベルトがついていると肩から落ちにくく使いやすいです。</li> </ul>	<p>敷物 (新聞紙1枚程度の大きさ)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お子さん一人が座れる大きさのものにしてください。(自分で扱える新聞紙一枚程度の大きさ)</li> <li>・ビニル製が望ましいです。(洗ったり、乾かしたりして清潔が保てるもの)</li> <li>袋にも記名を忘れずをお願いします。</li> </ul>
<p>弁当</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・限られた時間内で食べるため量は少なめにし、おにぎりやサンドイッチなど、食べやすい工夫をお願いします。</li> </ul>	<p>レインコート (天気が心配な場合のみ)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天候が急変した時に使いますので、リュックの一番底に入れておいてください。<u>天候の心配がない場合は必要ありません。</u></li> </ul>
<p>着替え (トイレ等心配な方のみ) ★芋ほり遠足</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な方は下着(パンツ、シャツ)靴下も1組入れてください。</li> <li>・芋ほり遠足は、着替えを一式(上下、靴下、下着)用意してください。</li> </ul>	<p>おしぼり</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小さめのタオルを濡らして、ビニル袋に入れてください。ケースに入れる場合は、自分で扱えるものをご用意ください。</li> </ul>
<p>水筒</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園に持って来ている使い慣れた水筒をお持ちください。量は季節により調節するようにして、注ぎ口の栓の開閉がきちんと自分で扱えるものにして下さい。</li> <li>・リュックに入れて移動します。蓋がきちんと閉められるものを用意し、入れる際、蓋が閉まっているか確認してください。</li> </ul>		

<あらかじめ、雨天または、雨天が予想される場合(雨天決行の場合)>

<p>傘</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分で扱えるもの</li> </ul>	<p>通園靴</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長靴で登園する場合は通園靴をお持ちください。</li> </ul>
--	---	---	---

遠足には、徒歩遠足と区より配車されるバス遠足があります。  
バスに乗る際、車に酔いやすいお子さんは、前日までに担任までお知らせください。  
酔い止めは家庭で服用してきてください。

<水遊びに必要なもの> (6月中旬頃~予定)

<p>プールバック</p> 	<p>・形は自由ですが、濡れてもよいビニル製の袋などがよいです。</p> <p>自分で出し入れのしやすいものにしてください。</p>	<p>ラップタオル (1枚)</p>  <p>ひざ丈</p>	<p>・自分で体が拭けるよう、大きすぎないもの。身体にあったものにしましょう。</p> <p>・<u>タオルかけに掛けるため、図のように中央に掛け紐をつけてください。</u></p>
<p>水泳帽子</p>  <p>メッシュタイプ</p>	<p>・色の指定はありません。自分でかぶれるものを用意し、前面に、記名をしてください。</p>	<p>水着</p> 	<p>・自分で着脱できるもの。</p> <p>◇男児 動きにくい場合、ウエストがひもの場合は、<u>ゴムに替えてください。</u> <u>ひざが出る丈のもの</u>にしてください。</p>
<p>大きめのTシャツ</p> 	<p>・自分で着脱ができるもの。</p> <p>・紫外線防止のため、戸外の水遊びの際のみ、水着の上から着用します。</p> <p>フードのついていないものであればラッシュガードでも構いません。</p>		<p>◇女児 セパレート型でも構いません。</p>
<p>水遊びカード (水遊び期間専用)</p> 	<p>・水遊び期間中、毎日幼稚園に持って来るものです。入園・進級当初にお渡しする「手紙ケース」にカードを入れて、毎日持たせてください。</p> <p>水遊びカードは6月頃に配付します。</p>	<p>ビニル袋</p> 	<p>・濡れた水着を入れるビニル袋を入れてください。</p> <p>・必ず記名をしてください。</p>



## (6) 服装等について

### <普段の生活の服装>

自分で着脱でき、安全に遊べる服装にしてください。

#### 衣服

##### [上衣]

- ・袖口は、ゴムなどのストレッチのきくもの。
- ・後ろや肩にボタンのついていないもの。
- ・フードのついたものは、遊具で遊ぶ際危険ですのでご遠慮ください。

##### [下衣]

- ・ウエストがゴムのもの。
- ・ジーンズの場合は、伸縮性のあるもの。
- ・ズボンまたは半ズボンを着用してください。

##### [その他]

- ・レインコートや上着の襟元には、掛け紐を付けてください。
- ・冬季のみ、外遊び用の上着を園に置いておきます。薄手でフードがついていないものをご用意ください。なお、襟元に掛け紐を付けてください。



#### 通園靴

※ P11 参照

### <式などの服装>

- ・白いシャツ、黒または紺のズボン、白靴下

※入園式・修了式・始業式・終業式

※くだんスポーツデー、子ども劇場などの行事はその都度園だよりでお知らせいたします。



## (7) 絵本の貸し出しについて

幼稚園では教師による読み聞かせ、図書館司書による読み聞かせなど、様々な方法で幼児期に絵本に親しむ機会を設けています。また、毎週金曜日、1人1冊絵本の貸し出しを行っています。お子さんが自分の読みたい絵本を1冊選び、ご家庭に持ち帰ります。お家の方と一緒に絵本に親しむ機会は、親子の関わりを深めることにもつながります。

### <貸し出し>

- ・毎週金曜日、借りた絵本と絵本カードを絵本袋に入れ持ち帰ります。
- ・ご家庭で、絵本カードに借りた日、本の名前を保護者の方がご記入ください。(3年間使用します。)
- ・翌週、火曜日までに絵本を返却してください。

#### 4 保護者(家族)が参観・参加する行事や保護者会など

年間行事予定表に記載してある行事の中で、次の行事については、保護者(家族)の参観・参加をお願いいたします。年間行事予定表につきましては、新年度、すぐーるで配信します。

- ・入園式(新入園児)
- ・保護者会全体会
- ・学級懇談会
- ・個人面談
- ・園公開
- ・くだんスポーツデー
- ・子ども劇場
- ・音楽会
- ・修了式(5歳児)
- ・こども支援課事業子育て親育ち講演会

※2025年2月時点の主な予定です。追加変更等は毎月発行する「園だより」をご確認ください。

(その他)

- ・誕生会・連絡配信メール「すぐーる」配信訓練・171訓練・区一斉清掃・引き取り訓練

※誕生会について

- ・誕生会の2週間程度前にメッセージの紙をお渡しいたしますので、お子さんへのお祝いの言葉をお書きください。メッセージの紙は指定日までに担任に渡してください。
- ・保護者の方からのお祝いのメッセージは、事前に「動画」「静止画」「音声」のいずれかの方法で撮らせていただき、会の中で使用致します。撮影日程は改めて担任よりお知らせします。

## 5 園と家庭との連携



お子さんの望ましい成長のためには、幼稚園と家庭が互いに連絡を取り合い、理解し合いながら共に子育てを行うことが重要になります。そこで、幼稚園では、以下のように手紙を配付しています。

また保育参観・参加などを通してお子さんの様子を御覧いただく機会をつくっています。

幼稚園からの手紙や連絡配信メール「すぐーる」で配信されたものは必ずお読みください。

また、保護者の方のご意見を伺えるよう、懇談の機会をもち、さらにアンケートや幼稚園の教育に対する評価をお願いしております。

### (1) 配付物・掲示物など

基本的に連絡配信メール「すぐーる」で配信いたします。

- ・園だより(月一回月末)
- ・学年だより(月一回程度)学年の教育内容や子どもたちの様子などをお伝えいたします。(紙配付)
- ・ホームページ「幼稚園の様子」にて、園での様子など配信いたします。

### (2) 保護者の参観・参加など

<園公開・学級懇談会・個人面談・保育参観・保護者会>

・お子さんの幼稚園での様子をご参観いただく機会、保護者の皆様と話し合う機会を意図的に設けています。お子様のよりよい成長のために保護者の方と共に考える重要な機会です。ご都合をつけていただき、是非ご参加ください。欠席される場合は事前にご連絡ください。

※園公開(保育参観)での、写真・動画撮影はお子様の様子を見ていただきたいためご遠慮ください。

くだんスポーツデーや子ども劇場、音楽会では、撮影することが出来ます。

- ・未就園のお子様はお手元で過ごせますよう、簡単な遊具を持参するなどご配慮をお願いいたします。
- ・お子さんの様子が気になる、園での様子が知りたいなどの場合は、遠慮なく担任までお申し出ください。

### (3) 専門家による相談

<子育て相談>

- ・保護者の皆様の子育ての悩みを気軽に相談できるよう、スクールカウンセラーが2週間に1回、巡回アドバイザーが月に1回程度来園します。お子さんに関する心配事、悩み事などの相談に応じます。来園日は園だより等でお知らせしますので、相談を希望される方は担任までお気軽にお申し出ください。

## 6 保健関係

### (1) 定期健康診断

- ・内科、眼科、歯科、耳鼻科の園医が来園し、4月～6月末までの期間に行います。
- ・治療が必要な場合は「健診結果のお知らせ」を配付します。歯科は「良い歯の表彰式」まで、その他の科は水遊び開始日までに受診または治療を済ませてください。

### (2) 発育測定

- ・身長は学期に1回(4月、9月、1月)と誕生月に計測します。体重は毎月、計ります。発育測定日に欠席の場合は、その月の計測はありません。

### (3) 幼稚園で予防すべき感染症と出席停止

感染症(P.18)にかかった場合は、欠席とは異なり出席停止となります。出席停止の感染症にかかった場合は速やかに園までご連絡ください。医師の許可を得た後、登園が可能になります。なお、登園の際は「出席停止解除願い」の提出が必要です。「出席停止解除願い」は園にあるほか、九段幼稚園ホームページから印刷できます。またはP.19、20にあるものをコピーしてください。出席停止期間は、いずれも医師の許可がおりるまでです。

※インフルエンザと新型コロナウイルス用と、それ以外の感染症用の2種類があります。

### (4) けんこうてちょう

毎月1回「けんこうてちょう」を持ち帰ります。体重と(学期に1度身長)、出席日数をご確認いただき、所定の個所に押印またはサインをして、園にお戻しください。

### (5) その他

\*食物アレルギーや心臓疾患など、健康面でご心配がある場合は、担任まで必ずお申し出ください。

学校感染症の出席停止基準

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	※	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児3日）が経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好となるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始24時間を経て全身症状が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可能 B型・C型：出席停止不要
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身症状が改善すれば登校可
		伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身症状が良ければ登校可
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身症状が改善すれば登校可
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身症状が良ければ登校可能
		帯状疱疹	病変部が被覆されていれば登校可。
感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身症状が改善されれば登校可能		

※1 第一種学校感染症：エボラ出血熱、クリミア・ゴンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト  
 マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）  
 急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）

年 月 日

保護者様

千代田区教育委員会  
園長

### 出席停止のお知らせ

お子さんが感染症に罹患されたと連絡をいただきました。つきましては、学校保健安全法第 19 条及び同法施行令により出席停止といたしますので、主治医から感染の危険がないと診断されるまで登園を見合わせてください。この措置は、お子さんに十分に休養を与え早期に治癒させるためと、他の園児や周辺地域への感染拡大を防ぐためのもので、出席停止期間は欠席扱いにしません。

なお、医療機関で登園が許可されましたら、登園の際に下記の「出席停止解除願い」を保護者が記入し提出してください。（医療機関の証明は不要です。）



### 出席停止解除願い

年 月 日

千代田区立 園長 殿

下記の病気で欠席しましたが、主治医より登園可能といわれましたので出席停止の解除をお願いします。

医療機関名	出席停止期間 年 月 日より 年 月 日まで
診断医師名	

年 組 氏 名

保護者氏名

当てはまる病名に○をつけてください			
主 な 感 染 症	風疹（はしか）		急性出血性結膜炎
	風疹（三日はしか）		伝染性紅斑（リンゴ病）
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		マイコプラズマ感染症
	水痘（水ぼうそう）		溶連菌感染症
	百日咳		ヘルパンギーナ
	咽頭結膜熱（プール熱）		帯状疱疹
	流行性角結膜炎		手足口病
	結核（結核性胸膜炎を含む）		感染性（ウイルス性）胃腸炎または流行性嘔吐下痢症
	腸管出血性大腸菌感染症		
	その他	病名「	」

- ・登園を再開される前に再度受診し、登園可能であるかどうかを確認してください。
- ・この感染症について園または教育委員会が、受診された医療機関に問い合わせる場合があります。
- ・感染症の出席停止期間等については裏面の資料をご覧になるか、園までお問い合わせください。

**出席停止解除願い  
(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症用)**

千代田区立

園長

園児名

症状も回復し集団生活に支障がない状態になったので、出席停止の解除をお願いします。

年 月 日

発症日 ※インフルエンザの場合は発熱した日 ※コロナ無症状の場合は検査した日	年 月 日
受診日	年 月 日
休むよう 指示のあった期間	年 月 日 まで
医療機関名	

保護者署名(自署)

該当する病名に○をつけてください。

○	病名	登園のめやす(登園を控える期間)
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ (A・B・不明)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること(無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること。)

発症からの 日数	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月 日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
その日の 最高体温									
解熱した日 症状が軽快し た日(○印)									

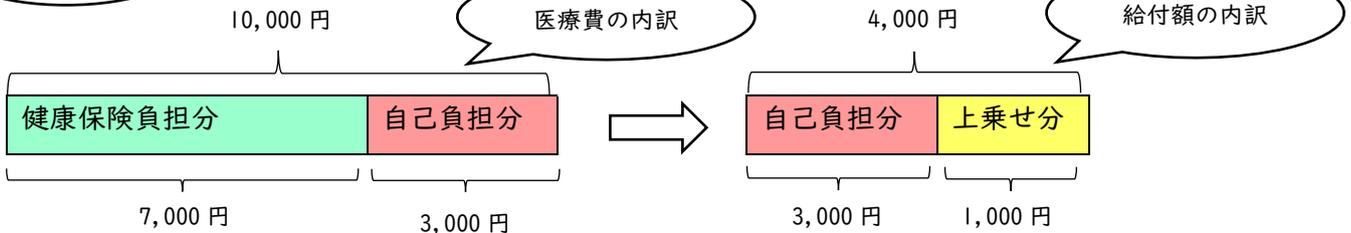
※必要事項を保護者が記入して、治療後の登園日に提出してください。

※登園のめやすの数は、発症日を0日目とし、登園のめやすの期間を経過するまでです。順調に回復した場合は、治療を確認するための再受診は不要です。(医師からの指示があった場合はそれに従ってください。)また順調に回復せず、登園のめやすの期間を経過しても、症状がある場合は再度受診をしてください。

## 災害共済給付制度の利用について

学校・園の管理下でケガや病気が発生した場合、「災害共済給付制度」により医療費を受給できます。受給できる金額は、**自己負担した金額+医療費総額の1割**です。

たとえば 医療費の総額が10,000円、窓口自己負担が3,000円の場合、4,000円を受給できます。



### !大切なルール!

- 「こども医療証」、「乳幼児医療証」等、区の医療費助成制度は使わないでください!!  
→ 使用した場合は、受給額を調整する必要があるため、同意書の提出をお願いします。
- 医療点数が500点(5,000円)に満たない場合は、制度を利用できません。  
→ 1回の医療点数が500点未満でも、再診や調剤との合算で超える場合は利用できます。
- 給付事由が発生した日から2年が経過すると、時効により請求できなくなります。  
→ 事由が発生したら、お早めに学校・園にご相談ください。

給付までの流れ

※緊急の場合は、病院に行ってから学校・園に相談しても構いません。

#### 1 学校・園に相談

小・中学校なら養護の先生、幼稚園・保育園なら園の先生に相談します。  
→「医療等の状況」という書類をもらってください。

#### 2 病院へ行く

病院の窓口で「医療等の状況」を提示し、記入を依頼します。**医療費は3割(または2割)自己負担することを伝えてください。**

#### 3 書類を学校・園に提出

病院に作成してもらった「医療等の状況」を、学校・園に提出してください。

#### 4 給付金の受取

学校・園を通じて給付金をお支払いします。書類に不備があれば、書類提出から3ヶ月程度で受給できます。

書類に不備がある場合は修正をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

災害共済給付に関するお問い合わせは、千代田区教育委員会事務局学務課へ 03-5211-4357

# 「災害共済給付制度」のお知らせ

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と学校の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、学校の設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

### ■災害共済給付制度の特色■

- 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物によるO-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

### 対象となる学校等

義務教育諸学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校）の小学部及び中学部を含みます。
高等学校	高等学校（全日制、定時制及び通信制） 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となります。
幼保連携型認定こども園	
高等専修学校	高等専修学校（昼間学科、夜間等学科及び通信制学科）
保育所等	児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業（児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業）を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設

※国立、公立、私立の別を問いません。

### 共済掛金の額（令和5年度）

災害共済給付への加入は、学校の設置者が保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、学校の設置者が一括加入の手続きをとります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

（児童生徒等1人当たり年額 単位：円）

学校種別	一般児童生徒等	要保護児童生徒	
義務教育諸学校	920 (460)	40 (20)	
高等学校 高等専修 学校	全日制	2,150 (1,075)	—
	昼間学科		
	定時制	980 (490)	—
	夜間等学科		
高等専門学校	通信制	280 (140)	—
	通信制学科		
高等専門学校	1,930 (965)	—	
幼稚園	270 (135)	—	
幼保連携型認定こども園	270 (135)	—	
保育所等	350 (175)	40 (20)	

※（ ）内は沖縄県における共済掛金の額です。

※ 共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校の設置者が負担します。

※ 学校の設置者が免責の特約を付けた場合は、左表の額に1人当たり15円（高等学校の通信制及び高等専修学校の通信制学科は2円）を加えた額が共済掛金の額になります。

※ 要保護とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。義務教育諸学校、保育所等の児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。

### 給付の対象となる「学校の管理下」の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 （保育所等における保育中を含みます）	☑ 各教科（科目）、保育中、特別活動中（学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等）
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	☑ 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	☑ 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学（通園）する場合	☑ 登校（登園）中、下校（降園）中
⑤その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合	☑ 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所と住居・寄宿舎との間を合理的な経路・方法で往復するとき

## 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めるもの (・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円〔通学(園)中の場合も同額〕

- JSCが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治癒までの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

## 給付金の請求方法 <医療費の場合>

保護者	医療機関等で医療費の証明(「医療等の状況」等)を受け、学校等へ提出します。
提出 ↓ ↑ 支払	
学校	けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」等)を設置者に提出します。
提出 ↓ ↑ (支払)	
設置者	管内の学校分を取りまとめて、けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」等)をJSCの担当事務所に提出します。
請求 ↓ ↑ 支払	
JSC	提出された書類を審査の上、給付額を決定し設置者を通して保護者へお支払いします。

### ※保護者の方へのお願い

「医療等の状況」などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様のご協力のお願いをしております。

なお、「医療等の状況」などを持参してもその場で書いただけられない場合もありますことを、ご了承ください。

請求・給付の手続きは、学校・学校の設置者を通じて行われます。保護者の皆様におかれましては、学校からの連絡を受けて必要書類を揃えてください。また、治療の経過を随時報告するなど、学校との密な連携をお願いします。

災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)により定められています。このお知らせは、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

### 【発行】独立行政法人日本スポーツ振興センター

■災害共済給付業務は、仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡の6事務所でを行っています。

災害共済給付業務に関する詳細は、ホームページをご覧ください。

災害共済給付 Web ホームページ: <https://www.jnsport.go.jp/anzen/>

JAPAN SPORT



## 加入手続と共済掛金の額

千代田区では、区立の小・中学校、中等教育学校、幼稚園、保育園、こども園へ入学(園)することも遠くについては共済掛金を、区が負担して一括加入の手続をとります。翌年度からは、共済掛金を区が納めることで加入が継続されます。

◎共済掛金の額(児童生徒等一人当たり年額 単位:円)

学校種別	一般児童生徒等	要保護児童生徒	
義務教育諸学校	920(460)	40(20)	
高等学校	全日制	2,150(1,075)	—
	定時制	980(490)	—
	通信制	280(140)	—
高等専門学校	1,930(965)	—	
幼稚園	270(135)	—	
幼保連携型認定こども園	270(135)	—	
保育所	350(175)	40(20)	

※( )内は沖縄県における共済掛金額です。

※ 共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校の設置者が負担します。

※ 学校の設置者が免責の特約を付けた場合は、左表の額に1人当たり10円(高等学校の通信制及び高等専門学校通信制学科は2円)を加えた額が共済掛金の額になります。

※ 要保護とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。義務教育諸学校、保育所等の児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。

## 給付を受けるための手続

<例>学校の管理下で災害に遭い病院等へかかったとき【医療費の請求】

(1) 学校において、災害の発生状況等を証明する「災害報告書」を作成します。

保護者は、「医療等の状況」の用紙を学校から受け取り(ホームページからもダウンロードできます)、受診したに医療機関へ持参し、診療点数等の証明を受けます。※

(2) 設置者は、(1)の書類を含む請求に必要な書類を、独立行政法人日本スポーツ振興センター各支所へ提出します。

(3) センター各支所において審査の上、給付金額を決定し、設置者を通じて保護者へお支払いします。

※ その場ですぐに書いていただけないこともあります。医師などの都合を確認してからお願いするようにしてください。

このように、請求・給付の手続は、学校・学校の設置者を通じて行われます。保護者の皆様におかれましては、学校の指示を受けて必要書類を揃えたり、治療の経過を随時報告したりするなど、学校との密な連携をお願いします。

独立行政法人日本スポーツ振興センター【NAASH】

学校安全Webホームページ (<http://www.naash.go.jp/anzen>)

■災害共済給付制度全般の運営に関すること : 学校安全部給付第二課 ☎03-5410-9136

■給付金の請求及び支払に関すること : 下記の担当支所

東京支所 (東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県)

〒107-0061 港区北青山2-8-35 独立行政法人日本スポーツ振興センター本部庁舎2階

☎03-5410-9124

□NAASH学校安全部では、災害共済給付制度を活用し、学校災害減少を目的とした学校安全支援業務も実施しています。

学校安全Webホームページから、災害事例や事故対策等の情報をお役立てください。

(帰宅後に通院した場合等も、翌日以降必ず学校に報告の上、指示を受けてください)

※ 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)により定められていますが、この「お知らせ」は、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

## 千代田区からのお願い ~こども医療費助成制度との関係~

給付の対象となる場合(表面をよくお読みください)は、こども医療証を使用せず、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の手続きをお願いいたします。

「災害共済給付」と「こども医療費助成制度」の両方の給付を受けることはできませんのでご注意ください。

<この制度の支給金額>

「自己負担分」+「療養にかかる経費」として「保険診療の総治療費の4割」が支給されます。

<この制度の支給期間>

初診から最長10年間受けられます。(同一の災害の負傷または疾病による医療費)

こども医療費助成制度では、18歳に達した日以降最初の3月31日までしか受けられません。

(お住まいの区によって、助成期間が異なる場合があります)

<手続き時のご注意>

・給付事由が生じた日から2年間請求しないと、時効により請求権がなくなりますのでご注意ください。

・医療機関等へお支払いの際、こども医療証を使用せずに医療費の自己負担分をお支払いください。その後、各学校・園から受け取った所定の用紙に、治療を受けた医療機関等で必要事項をご記入のうえ、各学校・園へご提出ください。千代田区在住で、こども医療証を利用した場合は、こども医療費助成制度の利用を取消すため、別途、区指定の同意書の作成・提出が必要です。

※初診から治ゆまでの総治療費自己負担額(保険外診療分は除く)と調剤薬剤料の合計が1,500円未満(3割負担の場合)の場合は、災害共済給付の対象になりません。この場合は、こども医療証が使用できます。対象にならないかの判断は、学務課へお問合せください。

お問合せ先

災害共済給付の手続きに関するお問合せは、各校・園へ

災害共済給付全般に関するお問合せは、学務課へ

(5211-4357)

こども医療費助成に関するお問合せは、子育て推進課へ

(5211-4230)

## 7 九段幼稚園 園医

	氏名	電話番号	住所・名称
内科	滝 雅史	3264-3101	九段南4-3-1 滝ビル1階 滝医院
眼科	深澤 あゆみ	3213-2028	有楽町1-13-2 第一生命日比谷ファースト1階 有楽町駅前眼科
耳鼻科	稲見 親哉	3288-7333	麴町1-5-4ライオンズステーションプラザ 半蔵門101 麴町明光耳鼻咽喉科
歯科	鈴木 里奈	6268-9772	麴町3-12-12 麴町Mビル3階 一番町矯正歯科DENTAL CLINIC
薬剤師	池田 賢一	3265-0051	九段南4-6-1-103 池田薬局

## 8 園行事等の写真販売について

- ・写真販売は、「すぐーる」「掲示板」にてお知らせします。
- ・園行事によっては、写真撮影の業者が写真を撮影、販売します。出来上がった写真はインターネットで閲覧、お申し込みいただいた上でのクレジット決済となります。パスワードや、閲覧期間等はその都度お知らせいたします。
- ・閲覧期限が過ぎた場合は、直接業者へご連絡してください。その際の代金(送料・手数料を含む)もすべてクレジット決済となります。※幼稚園で代金をお預かりすることはできません。

【お問い合わせ先】  
「写麗懂(しゃれいどう)」  
電話・FAX:03-5684-0280



9 園歌

くだんようちえんのうた

阿部直美 作詞  
淡海悟郎 作曲・編曲

♩=120

1. さくらの はなびら ゆれる  
2. くすのきはつばが

あ おせ らお ひさ ま ひ か る お す な ば ま ま ご と び  
あ の し いう た ご え ひ び く お か け な っ こ な わ と び

いっしよに あそほ  
いっしよに あそほ

く だ ん よ う ち え ん  
く だ ん よ う ち え ん

くだんようちえんのうた

阿部直美 作詞・作曲  
淡海悟郎 編曲

さくらはなびら ゆれる  
あおぞらおひさま ひかる  
おすなば ままごと  
いっしよに あそほ  
ともだち いっぱい  
くだんようちえん

くすのきはつばが ゆれる  
たのしいうたごえ ひびく  
かけっこ なわとび  
げんきに あそほ  
みーんな なかよし  
くだんようちえん